

議案第14号

港区介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」といいます。）の一部改正に伴い、港区介護保険条例（平成12年港区条例第29号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

令和7年度税制改正による介護保険制度の運営主体である各自治体の保険料収入の減少を防ぐため、国は令和8年度の介護保険料率の算定に関する基準の特例を定める政令の改正を行いました。これに伴い、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 給与等の収入金額が55万円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、令和8年度分に限り、改正前の政令に基づき算定した合計所得金額に給与所得控除の引上げによる変更額を加算した額を用いることとします。
- (2) 第1号被保険者及びその世帯員において、給与所得控除額の引上げにより特別区民税が非課税となる者については、令和7年度税制改正前の給与所得控除額の算定方法を用いて、令和8年度の課税・非課税判定を行うこととします。
- (3) 令和8年度の特別区民税が非課税で、給与等の収入金額が55万円以上の190万円未満の者のうち、令和7年度の特別区民税も非課税である者に係る特例減免について、令和8年度分の介護保険料については、本人からの個別申請によらず、減免処理を行うこととします。

3 施行期日

令和8年4月1日

港区介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第七条 令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 八万六千四百円</p> <p>イ 合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)(付則第九条第一項を除き、以下同じ。)(が百二十五万円未満であり、かつ、</p>	<p>(前略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第七条 令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 八万六千四百円</p> <p>イ 合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)(以下この項及び付則第十条第一項において同じ。)(が百二十五万円未満で</p>

前各号のいずれにも該当しない者

ロ (略)

七十九 (略)

254 (略)

(中略)

付則

(中略)

例 (令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第十条 (略)

(令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第十一条 第一号被保険者(令和八年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による特別区民税の賦課期日において区に住所を有する者)(同法第二百九十四条第三項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。)のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれて

あり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ (略)

七十九 (略)

254 (略)

(中略)

付則

(中略)

例 (令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第十条 (略)

いる者（同年中の給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第七条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ、第十六号イ、第十七号イ及び第十八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2| 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第七条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ、第十六号イ、第十七号イ及び第十八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に十万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

3) 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第七条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ、第十六号イ、第十七号イ及び第十八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に六十五万円から令和七年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

（令和八年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第十二条 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第七条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第一号に掲げる者に該当し、かつ、第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されている者とみなす。

- 一 令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和八年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除く。）であつて、令和八年度分の地方税法の規定による特別区民税の賦課期日において区に住所を有するもの（同法第二百九十四条第三項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- 二 地方税法第二百九十五条第一項第二号に掲げる者に該当し、かつ、令和八年度分の同法の規定による特別区民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合
- ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合
- ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五（以下「別表第五」という。）の給与等の金額

として、別表第五により当該金額に就いて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

三 地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和八年度分の同法の規定による特別区民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満であり、かつ、港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）第十一条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、港区特別区税条例第十一条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、港区特別区税条例第十一条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第五の給与等の金額として、別表第五により当該金額に就いて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2| 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての
第七条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者が前項
第一号に掲げる者に該当し、かつ、同項第二号又は第三号に掲げる
者のいずれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分
の地方税法の規定による特別区民税が課されている者とみなす。

(令和八年度分の保険料に関する減免の特例)

第十三条 区長は、第一号被保険者又はその属する世帯の世帯主若し
くは世帯員が、次に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該
第一号被保険者に係る令和八年度分の保険料について、第十六条第
一項の規定にかかわらず、保険料の納付義務者の申請によることな
く、保険料を減免することができる。

一 令和七年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されてい
ない者に該当する場合

二 前条第一項第一号に掲げる者に該当する場合

三 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに定
める場合に該当する場合

イ 地方税法第二百九十五条第一項第二号に掲げる者に該当し、
かつ、令和八年度分の同法の規定による特別区民税が課されて
いない者 前条第一項第二号イに掲げる場合

ロ 地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者に該当せず、
かつ、令和八年度分の同法の規定による特別区民税が課されて
いない者 前条第一項第三号イに掲げる場合

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。